

令和4年10月1日更新

支援体制加算の公表について

当事業所では、令和4年10月から、質の高い相談支援提供体制確保のため、以下の研修を修了した相談支援専門員を配置し、加算の対象事業所となりましたので、公表いたします。

《精神障害者支援体制加算》

- ・令和4年度 神奈川県相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着）
「精神障がい者支援の障がい特性と支援技法」

引き続き、関係する研修を受講し、障害特性の理解や支援技術の向上を図るとともに、地域における支援のネットワークづくりを行い、総合的な相談支援を展開できるよう努めてまいります。

以上